

平成21年6月8日（月）

○議長（中西峰雄君）引き続き、順番7、2番 阪本久代君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、一般廃棄物の減量化についてであります。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源の浪費を抑え、限りある資源を有効に利用するとともに、環境への負荷を低減させる、循環を基調とした「循環型社会」への転換が進められています。さらに、地球温暖化が大きな問題になっており、焼却処理量を減らすということは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減につながり、非常に大事なことです。市長は常々、「生ごみの堆肥化によって可燃ごみを減らし、ごみ処理費用が減額できれば、子どもや老人のために使いたい」と表明されています。可燃ごみを減らすことによって処理費用を減額し、福祉に回すことができるのなら大いに賛成です。しかし、可燃ごみを減らせば本当に福祉に回す予算ができるのか、半信半疑でもあります。

8月から、焼却処理及びリサイクル業務が橋本周辺広域市町村圏組合に移行することで、「橋本市一般廃棄物（ごみ編）処理基本計画」の見直しが行われ、現在、パブリックコメントを募集中です。「橋本市一般廃棄物（ごみ編）処理基本計画（案）」とあわせて、どのくらい減量すれば子どもや老人のための予算ができるのか、また、減量を進めるための方法について、次の観点から考えていきたいと思えます。

1、生ごみの堆肥化により可燃ごみの収集を週1回にすること。

「広報はしもと」の昨年6月号に、「ごみ収集車の稼働が減少」という記事があります。紹介しますと、「市や橋本市衛生自治会では、平成15年から生ごみ堆肥化によるごみの減量化に力を入れてきました。（中略）こうした取り組みにより、市内の28地域で、通常週2回の可燃ごみの収集回数が週1回に減りました。

（中略）ごみの減量化が進んだことや、市内の一部で午前収集から午後収集への協力を得たことなどから、ごみ収集車の効率的な運用が可能となり、4月から橋本クリーンセンターでごみ収集車の稼働を1台分減少することができました。これにより、約1,000万円の経費削減が見込まれます。」

可燃ごみの収集が週2回から1回になれば、収集にかかる経費は減少するかもしれませんが、ごみの量は果たして減ったのだろうかという疑問があります。週2回に分けて出していたのを1回にまとめただけでは、ごみの量は変わりません。平成18年度と19年度の可燃ごみ量を比較しますと、減少の割合は1%以下です。堆肥化のための補助金や助成制度にかかる費用も考慮するとどうなりますか。

2、ごみ処理費用の有料化。

焼却処理及びリサイクル業務が橋本周辺広域市町村圏組合に移行する8月から、可燃ごみ用の袋が、大で1枚15円から50円へと大幅に値上げされます。市の説明は、「値上げによって可燃ごみの減量が図れる」ということです。合併時に旧橋本市では粗大ごみが無料から有料になりました。平成17年度に粗大ごみ量は前年度と比べて約1.2倍に増え、有料になった18年度は16年度と比べても約75%と減っています。

しかし、一方で直接搬入の粗大ごみは年々

増えています。もともと有料であった旧高野口町では、生活系の粗大ごみはほとんどなく、直接搬入となっています。有料化で減量できるのですか。

### 3、事業系ごみの減量・資源化。

事業系の可燃ごみ排出量の推移を見ますと、減少していたのが平成19年度で最大量(平成15年度以降)になっています。「橋本市一般廃棄物(ごみ編)処理基本計画(案)」77ページに、「本市の事業系ごみは企業誘致を積極的に推進していることから、今後も増加が見込まれる」とあります。事業系ごみの減量・資源化の取り組みが重要ではないですか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長(中西峰雄君) 2番 阪本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長(岸田茂利君)登壇〕

○市民部長(岸田茂利君) 阪本議員の一般廃棄物の減量化に関するご質問にお答えをいたします。

まず、生ごみの堆肥化による可燃ごみの週1回収集については、現在、橋本市衛生自治会のご協力を得て、各家庭で生ごみの減量及び堆肥化に取り組んでいただき、その結果、市内51地区で可燃ごみ収集の週2回を、週1回にさせていただいているところであります。

その効果として、昨年の「広報はしもと」6月号でもお知らせをしましたが、平成20年4月から可燃ごみ収集車1台の稼働を減らすことができたところです。

また、平成19年度の生ごみを多く含む家庭系可燃ごみ量は、平成18年度に比べ約800t減少しておりまして、平成19年度決算ベースでは、ごみ1kg当たり35円の処理費用となり、計算上では2,800万円の削減効果となります。特に、広域ごみ処理移行後は、それぞれ各市町の持ち込んだごみ量に応じ運営費用の負担

金を支払っていくことから、大きな効果があると考えております。

今後の展開といたしましては、衛生自治会のさらなるご協力を得まして、可燃ごみの収集週1回を市全体に進めていくために、市北部の新興住宅地や市街地においても、容易に取り組みられる方法の紹介と、ごみの分別リサイクルの徹底を生ごみの堆肥化講習会や地区ごとの生ごみの堆肥化説明会を実施し、ごみの減量化を図ってまいりたいと思います。

次に、ごみ処理費用の有料化についてのおたただしですが、さきの3月市議会定例会においてご審議をいただき、新しいごみ指定袋の追加と、可燃ごみ指定袋の販売価格の改正を承認していただいたところです。このごみ処理経費の有料化は、国の基本方針でもうたわれていますように、ごみの減量、適正分別の推進、使用可能品の排出抑制やごみ排出量の違いによる税負担の公平化及び市民の意識改革を目的としております。

また、橋本市では、既に多くの方々が生ごみの堆肥化をはじめ、ごみ減量にご協力をいただいていることから、平成21年度において、このごみ減量に取り組み、可燃ごみ週1回の収集にご協力をいただいている世帯がさらなる負担とならないよう、新可燃ごみ指定袋の無料支給を全世帯に対し実施いたします。

この無料支給によりまして、このごみ袋でできるだけ排出を抑えようとする意識が高まり、ごみ減量の効果があると考えております。今回、料金改定を行いました。現行の可燃ごみ指定袋の使用期限を平成22年7月末までの1年間としていますので、減量効果は一定時間を要すると考えております。

今回の広域ごみ処理場移行に伴います「橋本市一般廃棄物(ごみ編)処理基本計画」の見直しでは、従来計画において、ごみ総排出量の削減量目標値を、平成16年度比1,558t(6.

2%)としていましたが、さらなる生ごみの堆肥化、集団回収の推進などの施策を通じ、ごみ総排出量の削減量目標値を、平成16年度比2,160 t (10.5%)としているところであり、そのため市民の皆さんのご協力をいただくよう、啓発に努めたいと考えているところです。

なお、有料化によるごみの減量・資源化の成果や、ごみ処理に要する経費などの推移については、「橋本市一般廃棄物（ごみ編）処理基本計画」の中でも記載しているとおおり、広報紙や市ホームページを通じ公表するとともに、5年ごとの計画の見直し（次回平成23年）に合わせ、評価・見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、事業系ごみの減量・資源化についてですが、橋本市では、条例により事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任により適正に処理するとともに、再生利用等を積極的に行うよう努めなければならない」こととしております。

橋本市では、自ら運搬が困難な店舗、事業所のため事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者制をとっています。このことから、家庭系に混入して排出されていたごみが適正に事業系一般廃棄物として排出されてきた成果として、事業系一般廃棄物の処分量が増えていますが、「橋本市一般廃棄物処理基本計画」でもうたっていますように、ごみの減量・資源化の促進のため、今後とも積極的に啓発活動等を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君、再質問ありますか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず最初の、生ごみの堆肥化のところから再質問をしていきたいと思います。

今、私も持っているのは、「橋本市一般廃棄

物（ごみ編）処理基本計画」ですので、18年度と19年度の実績までしか持ってないんですけども、今部長が答弁されたように、家庭系の可燃ごみは確かに約800 t減っているんですが、事業系が700 tほど増えているので、全体としたら、橋本市全体の可燃ごみで言えば、年間に115 t減っているだけなんです。それで先ほど、全体としたら1%にも満たない減量になっているというふうに言わせてもらいました。

やっぱり、ごみの搬入量で広域への負担が決まるのであれば、家庭系だけではなくて、事業系も含めた全体のごみ量が関係してくるのではないかなと思うんです。それはまた3番目でやりたいと思うんですけども、それと、このごみの問題で、いろいろ市民の皆さんから意見をいただいたんですけども、やっぱり何と言っても今回のごみ袋の値上げがあまりにも大幅だったので、これに対する怒りといいますか、何でこんなに上がったんやというのが、まず一番大きな声でしたし、また、高齢化が進む中で、分別と言われても難しいという声であるとか、集合住宅とかであれば、ごみを置いておく場所がなくて、可燃ごみだけではなく、ほかのものももっと収集の回数を増やしてほしいという声であるとか、たくさんいただきました。

また、各地で広域に移ることで分別方法が変わりますので、それぞれの地域で説明会が行われてるんですけども、案外と言いますか、あまり参加されていないと言いますか、私が聞いた範囲では、いつあったかも知らないという方も含めて結構いらっしゃいました。

私自身は、今までも生ごみについては電気式の処理機を使って処理しておりますし、トレイとかプリンカップとかは、ずっと埋め立てごみに出しているんです。それで結構ごみの量は少ないですけども、この4月から、8

月からプラマークも新たに分別になるということで、自分自身で袋類の分別も始めました。袋、もう本当にびっくりするぐらいほとんどの袋にプラマークがついてまして、ただ、その袋をそのまま出すわけにはいかないの、洗って干してということになるんですけど、それだと乾かないのでまた開いて洗って干してということで、かなり手間がかかるんです。手間はかかるんですけども、これによって可燃ごみはまたさらに一層減りました。

だから、何が言いたいのかといいますと、分別を本当に徹底することで、可燃ごみの量は減っていくと実感をしているんです。ただ、今の循環型社会と言いますか、なぜ分別をしないといけないのかとかということも含めて、もっと市民の中で啓発活動といいますか、十分納得してもらおうということが、まず大事ではないかなと思うんです。特に団地のほうでは、なかなか堆肥化しても持って行くところがないとか、いろいろな問題もありますし、まず何よりも、なぜ分別しないといけないのか、減量しないといけないのかというところの徹底が、まず大事ではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）なぜ分別をしなければならぬかということ、もっとせないかんというのはそのとおりだと思います。それで今、私どもで、各地区でごみの分別についての説明会の中でも、確かにこんな、先ほど議員おっしゃったように、手間かかるわとか、いろいろそういう質問があります。そんな中で、なぜせないかんのかということ、循環型社会の国全体で取り組んでいることにございますので、使えるものは使う、できるだけ資源再利用をしようということの説明を十分させていただきまして、その会場ではご理解をいただいているというふうに我々は認

識をしております。

このことは、しかし、議員の耳にも入るといことは、まだ周知もされてない部分もあるかと思しますので、また全市民というか、さらにまた広報あるいはインターネットのホームページ等を通じまして、そこらあたりは十分説明・ご理解いただけるように啓発をしていかないかなということ、阪本議員からのご提案を素直に受けさせていただきたいと、このように思います。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

できれば自治会でも、区単位とかじゃなくて、班単位ぐらいの説明会をしていくということが要るのではないかなと思うんです。どういう形ですのかということはあると思いますが、本当だったら、衛生自治会とかがそういう役割を果たすのかもしれないんですけど、例えば、私の住んでいる光陽台で言えば、衛生自治会があるのかどうかも、ちょっと私自身よくわからないんです。

今、先ほど51の地区で週1回の収集になっているというご答弁もあったんですけども、北部の団地ではなかなか週1回にはなっていないのが実際だと思うんです。だけでも市の人口で言えば、団地で3割ぐらいの人口があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱりその団地のほうで減量が進むということが、週1回にするとかは別ですよ。ごみの量全体を減らすために、どれだけ協力してもらおうかということが大事ではないかなと思うんです。

それと、51地区なんですけれども、世帯数、人口で言えば、今、実際にどのぐらいを占めているのでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ご質問の週1回の収集地区につきましては、先ほど答弁させて

いただいた51地区、6月現在で51地区のご参加をいただいております、世帯数にしますと6,037世帯ということに上がっております。

なお、8月に実施しようという手を挙げていただいている地区が、さらにまだ4地区ありますので、8月時点では55地区になるというふうになりますと、世帯数で6,522世帯が参加していただけるというふうなところまで上がってきております。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど阪本議員のほうから、市民に対する啓発の点につきまして、もっと広くしていかなければいけないのではないかというお話をいただきました。実は橋本市といたしましては、当初、各区ごとに1回程度ということで、100回あまりぐらいは少なくともしなければいけないなということで考えておりました。しかし、各区長さん方から、やはりもっときめ細かくしてほしいというご提言もございまして、区長さんのほうでそれじゃ何回ぐらい、どれぐらいご希望ですかということで、希望をとらせていただいた上で、今回、約300回ほど実施したというのは、そういったご希望をいただいた上で実施しております。

しかし、一つの区で8回とかというところもありますし、区によっては1回というところもいろいろございます。これはもう一律ではなくて、あくまでも自治会からの意見をいただいて、できるだけそれに添えるような形で調整をさせていただいたということでございます。

しかし、その日の中でもやっぱり来れない人もいらっしゃると思いますので、公民館単位でもう一度、再度説明会を開きましようということで、この説明会につきましては、広報の中でも衆知をさせていただいて、実施をいたしておりますので、市といたしましては、十分

とは言えないとは思いますが、できるだけ広報紙等も通じて、いろんな形で継続して衆知をさせていただいてきた経緯もございまして、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）わかりました。ただ、たまたま私がお話した方は、たしかその前にその区で説明があったよという話を聞いたんですけども、まだ1回もないとおっしゃったので、なかなか全員に伝わるといのが難しいということだとは思いますが、これからは、公民館でやるのは広報にも載っていたので私も知ってるんですけども、さらに要望があれば、どんどん説明会をしてもらえたらなというふうに要望いたします。

それと、この費用のことなんですけれども、ごみの量は減ったと。だけでもその一方で、いろいろな補助金であるとか、いろいろ助成制度とかやって、まあ言うたら、一世帯当たり1,200円出しますよということで、この週1回を進めてきているというところもあると思うんですけども、この費用対効果といいますか、その辺は実際のところはどうなってますでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）今のご質問の前に、先ほど市民の方から、まだ説明会が開催されてないというお話があったかと思うんですけども、まだ現在開催中でございまして、その日程につきましては、地元の区長さん方とその会場とかの日程、段取りをした上でやっておりますので、ひょっとしたらまだ開催されてないと思うんです。

もし、行かれなかった方についても、先ほど副市長から言いましたように、それとか各自治会に入られてない方もおられますので、その方には広報で、副市長が言いましたよう

に、各公民館単位で説明会をさせていただきというふうに広報させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、投資の効果ですね。今、ご質問ございましたように、たしか去年の6月議会で、松浦議員にもそういうことをご指摘されたんですが、週1回の収集に移行していくために、今、投資と言ったら言葉は語弊があるんですけども、ある程度安定するまでの初期投資というんですか、そういうのはいたし方ないのかなど。ですから、確かに支出のほうが上回っている部分もございますけれども、それはすべて橋本市、市内全域での週1収集に向けてご理解をいただくための経費ということで我々思っておりますので、最初、今そういう格好で移行時期というふうにとらえておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、週1回を全市でということをおっしゃったんですけども、やっぱり、確かに分別すれば減量はできると思ふんですけども、でも、だからといって全市で週1回が可能かという、またいろいろな条件が出てくると思ふんです。

だから、週1回になるのが嫌で説明会をなかなか開かせてもらえないところもあるとかと、ちらっと聞いたんですけども、週1回を強調せずに、強調せずにといいますか、本当に分別・減量のほうで進めていけば、本当に減量になれば、次は生ごみの匂いどうするんかと、また考えるきっかけにもなると思ひますので、その辺は慎重に進めてもらえたらと思ふんです。全市で週1回という目標は立てないでもらいたいんですけど、それはどうでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）週1回を全市でと

私、申し上げましたけども、市が強制的にというふうに進めてはおりませんので、そのところではご理解いただきたいと思ひます。あくまでも衛生自治会が中心となりまして、全地域に呼びかけをしまして、この21年度はそういうことでさらに啓発を進めていこうと。先ほど申しましたように55地区まで協力をいただいできておりますので、この運動をもっと、さらに広げていこうということで、衛生自治会が主になってやっていただいでおります。そういうことで、その目標を22年度からは、目標ですけども、全市的に週1回ぐらいになればいいのになんという、衛生自治会が主になってやっていただいでおることとさせていただきますので、そのところ、ご理解はいただきたいと思ひます。

そういうことで、結局、週1回にするためにというんでなしに、先ほどからも議員もおっしゃっておりますように、循環型社会を構築するための分別を徹底していただければ、結局は結果として可燃ごみが減ってくると。そういうことで週1回になっていけるんじゃないかということの取り組みをやっておりますので、それもあわせてご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）微妙なニュアンスの違いはあるような気がしないでもないんですけども、強制的には進めないということとお願いいたします。

2番の、ごみ処理の費用の有料化についてに移らせていただきます。

環境省、国の方針でもあるということなんですけれども、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きというのを今回読みましたら、その中に効果とかいろいろなことが書いてあったんですけども、「一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化制

度の検討段階において、住民との意見交換などを行い、その結果を有料化の仕組みに反映させる必要がある」というふうにありました。

今回、広域に移ることで、分別の方法とか説明会をずっと開かれていたわけですがけれども、実際に議会で通るまででは、有料化のことについても値上げについても市民に対して何の説明もなく、まあ言えば、突然この3月議会での提案という形になったわけです。有料化するというのは国の指導だからということでやって、市民に対してというか、円滑に進めるための市民の意見交換、この部分については飛ばしてというか、こういうやり方というのは、本当に市民無視やなというのを改めて思いました。

今年度につきましては、先ほどもお話ありましたけれども、一定量無料配付ということにはなったんですけれども、来年度以降についてはまだ決めてないということで、改めてといいますか、市民も参加して、ごみの有料化についても含めて検討する検討委員会を立ち上げていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

阪本君の再質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）ご指摘のとおり、今回の指定ごみ袋の有料化につきましては、市民が参加されてなかったやないかということは、全くそのとおりで誠に申しわけない。言い訳になるんですけども、移行に伴ってスムーズに移行するためにはということで、コンサルにも発注した時期も遅かった等々の、これは言い訳になるんですけども、時間的な制約もございまして、そういう公聴会なり、

検討委員会なり、よう立ち上げなかったということは事実でございます。

これで、3月議会でご承認をいただきまして、このまま8月からということで、新料金体制でお願いをするわけですが、先ほどから申ししておりますように、ごみの減量化等々のごみの推移を見きわめた上で、次回と言ったらいつになるかわかりませんが、料金改定の時期も、見直しの時期も必然的に出てくる時期がございましたら、市民の方にも参加をいただいて検討していきたいと。今のところ、そういうふう考えております。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、次の見直しのときにはというご答弁だったんですね。先ほども言いましたけども、今年度は無料配付をするけど、来年度どうするかということもまだ決まっていなわけですから、それも含めたら、やっぱり今年度中に検討委員会というのは必要になるのではないんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）22年度以降のごみ袋の、市民への無料配付にするかどうかということについては、総務委員会でもご説明させていただきますけども、一応、どういう内容になるかまだわかりませんが、継続はしたいというふうに考えて、今現在でおりますけれども、その方法について、今現在、市民の方に入っていただく検討委員会を立ち上げるべきだというご指摘ですね。それは、今のところ、今現在ではそこまで考えておりません。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）再度といいますか、次の見直しのときではなくて、ごみの有料化そのものについても、市民と一緒に考える検討委員会の立ち上げを要望いたします。

3番目に移ります。

事業系ごみなんですけれども、先ほどもいろいろおっしゃったんですけれども、「橋本市一般廃棄物（ごみ編）処理基本計画（案）」の77ページに、「事業系ごみの減量・資源化の促進を図ります」とあるんですが、その中で、その次に、「市内にある一定規模以上の事業所に対して、廃棄物減量計画書の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行います」というふうに書いてあるんです。

この一定規模というのが、どのぐらいの規模を指しているのかということが一点と、それと、この基本計画案を読んでいても、実際に、一般家庭に対しては分別をずっと強調してきてるんですけど、事業所に対してはどこまでの分別を徹底するんかということですよ。さっきも言いましたけど、家庭だったら手間だけでも何とか処理できる。でも、実際問題として、数が増えてきたらかなり面倒くさいんです。けども、全体の可燃ごみの量を減らすには、やっぱり事業所の協力もなければ、いくら家庭で減らしても、事業所で増えたら同じことになりますので、かなり事業系ごみの分別の徹底というのは大事になってくると思うんです。

一定規模がどういうものなのかということと、どこまでの分別を徹底するのか、この2点についてお願いします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）一定規模以上の事業所というのはどの程度のものかというのは、ちょっと後でご報告させていただきたいと思います。

それから、当然、事業所でありましたら、橋本市内の事業所でございますので、一般市民の方々には当然のことながら、分別の徹底とごみの減量化ということでお願いをしているわけなんですけれども、この事業所に対しても説明会をやっております。

それで、この7月にガイドブックというのを、保存版のやつを全市民の方にお配りするわけなんですけれども、もちろん事業所にもお配りするわけなんですけれども、これは家庭用に印刷したものですけれども、その冊子の中にも、先ほど演壇で答弁させていただきましたように、事業者の責務等々をうたい込んでおりまして、当然、ごみの処理費用につきましては、市民の税金で賄っておるわけですから、そういうことで事業所以外の一般市民の方にも、事業所は私たちと同じように行動せないかんのやなというふうに、目に触れるような形で広報をしておりますので、事業所にもそういう格好で指導をしておりますので、そういう格好でさらにそういった啓発は努めていかないと、我々のそれが仕事やと思っております。

それから、一定規模以上の事業所ということにつきましては、多量排出事業者ということで、一日平均50kg以上を出される事業所というふうに解釈をさせていただきます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）ここで事業系については本当によくわからないので、ちょっと確認したいんですけれども、この量に応じて、まあ言うたら、指定業者と契約をして収集してもらっているわけですよ。それは可燃ごみだけなんですか。8月からになれば旧橋本市でも、このプラマークの分別が始まるわけなんですけれども、そういうのも同じ車で収集に行くという形になるんでしょうか。それとも、何て言うか、日をかえて収集という形になるんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）事業所から出るごみはすべて事業系のごみとなりますので、可燃ごみ、それからプラマークのついたその他プラ容器等々は、当然分別していただかない



かんわけですけども、それは収集してもらいます。時間をかえたりとか、日にちをかえたりとかという方法になろうかと思えますけども、可燃ごみと同じようにパッカー車に入れるというわけにはいきませんので。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）もう一つ確認させていただきたいんですけども、事業所の可燃ごみの中で、まあ言うたら、飲食店の残飯とかの生ごみが多いのか、はたまたオフィス系の紙類が多いのか、どちらが多いんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）そこまで細かい資料、ちょっと今持ち合わせてないんですけども、当然、飲食業につきましては生ごみが多いでありましょうし、オフィス系のところでしたら、古紙とかそういう関係が多くなると思います。ですから、そういった業を営んでいるところに、先ほどからもくどいんですけども、分別をしていただいて、古紙だったら古紙の回収のほうに回していただけたらという格好に、あくまでも循環型社会の構築のために分別をしていただきたいという、事業所にも、これはもうお願いという格好で強く申しておりますので。

その事業系ごみにつきましては、それは法律で定められておまして、事業者の責務としてきちんと分別して出さないかんということになっておりますので、そういうことも踏まえて啓発をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）しつこくて申しわけないんですけど、事業系ごみはやっぱり減らしていかないと全体減らないと思うので確認しているんです。

例えば、コンビニであるとか、オークワとか松源とかのスーパーありますよね。そういうチェーン店といいますか、こういう大きなところのごみは、現状ではそれぞれ独自に収集されてるんでしょうか。それとも、市の収集車が行かれてるんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）大きな事業所につきましては、独自で契約というか、処理業者と契約されて処理されているというふうに認識してございます。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そしたら、独自に契約されて、その契約された車が橋本市のクリーンセンターに燃やしに行っていることはないということで、そういうふうに理解してよろしいんですね。わかりました。

事業系のごみは、実際に本当に年々増えてきてますので、事業者にしてみれば、しっかり処理料を払って収集してもらってるんだから、面倒くさい分別まではというふうなことにもならないように、しっかり徹底していただくように要望して終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、2番 阪本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中西峰雄君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月9日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後5時6分 延会）